

## 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

法令名	罰条	主な内容
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	第49条第1号	風俗営業の無許可営業(売春のほか、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供させているものに限る。)
	第52条第4号(第27条第1項及び第31条の2第1項に係る部分に限る。)	店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業の無届営業(売春のほか、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供させているものに限る。)
	第49条第5号又は第6号	店舗型性風俗特殊営業の禁止区域営業等(売春のほか、異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供させているものに限る。)
売春防止法(昭和31年法律第118号)	第6条	売春の周旋等
	第7条	困惑等による売春
	第8条	売春の対償の收受等
	第9条	売春をさせる目的による前貸し、金品等の供与
	第10条	売春をさせる契約
	第11条	売春を行う場所の提供
	第12条	売春をさせる業
	第13条	業として売春を行う場所を提供する場合、又は業として売春をさせる場合に要する資金等の提供
出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)	第73条の2第1項	業として外国人に不法就労活動をさせる行為等(外国人女性に係るものに限る。)